

群馬県農業団体健康保険組合の付加給付について

区 分	給 付 の 内 容
一部負担還元金 家族療養費付加金	自己負担額（１カ月、１件ごと。高額療養費は除く）から 標準報酬月額８３万円以上の方は８０,０００円、 標準報酬月額５３万円から７９万円の方は６０,０００円、 標準報酬月額５０万円以下の方は４０,０００円を控除し、 １,０００円未満は不支給とし、１００円未満を切捨てた額を支給。
合算高額療養費 付加金	合算高額療養費に該当した方で、合算高額負担限度額より 被保険者又はその被扶養者１人につき自己負担額から 標準報酬月額８３万円以上の方は８０,０００円、 標準報酬月額５３万円から７９万円の方は６０,０００円、 標準報酬月額５０万円以下の方は４０,０００円を控除し、 １,０００円未満は不支給とし、１００円未満を切捨てた額を支給。
訪問看護療養費 付加金	自己負担額（１カ月、１件ごと。高額療養費は除く）から 標準報酬月額８３万円以上の方は８０,０００円、 標準報酬月額５３万円から７９万円の方は６０,０００円、 標準報酬月額５０万円以下の方は４０,０００円を控除し、 １,０００円未満は不支給とし、１００円未満を切捨てた額を支給。
埋葬料付加金	一律 ２０,０００円
家族埋葬料付加金	一律 １０,０００円
出産育児一時金 付加金	一児につき２０,０００円
家族出産育児 一時金付加金	一児につき１０,０００円